# 別紙 5 - 1 Customs form C No. 5290-9 **Original (Duplicate/Triplicate)**

1. Goods cons	r's name, address, country)	Reference No.  THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT)  CERTIFICATE OF ORIGIN					
2. Goods cons address, coun	/Consignee's name,	FORM AJ Issued in(Country) See Notes Overleaf					
Means of transport and route (as far as known)     Shipment date			For Official Use     Preferential Treatment Given Under AJCEP     Agreement				
Vessel's na	Vessel's name/Aircraft etc.			Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s)			
Port of disc	Port of discharge					rised Signatory of the Imp	
5. Item number	6. Marks and numbers of Packages	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)	8. Origin criteria (see Notes overleaf)		otes	9. Gross weight or other quantity and value (FOB only when RVC criterion is used)	10. Number and date of Invoices
11. Declaratio	n by the exporter		12. Certi	ficatio	on		
The under	rsigned hereby decla d statements are corr	res that the above rect; that all the goods	It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.				
	(Countr						
(Country)  and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to							
(Importing Country)							
Place and date, name, signature and company of authorised signatory				Place and date, signature and stamp of certifying authority			
13.	aird Country Invoicing	- Pools to Pools CO	_	- loo	and Dots-	activoly	
□ Ih	ird Country Invoicing	□ Back-to-Back CO	1	⊔ ISSU	ued Retro	actively	

#### **OVERLEAF NOTES**

1. The following countries shall use this form for the purpose of preferential tariff treatment under the Agreement on Comprehensive Economic Partnership among Member States of the Association of Southeast Asian Nations and Japan (AJCEP Agreement):

BRUNEI DARUSSALAM CAMBODIA INDONESIA LAOS MALAYSIA MYANMAR PHILIPPINES SINGAPORE THAILAND VIETNAM

- 2. CONDITIONS: To enjoy preferential tariff treatment under the AJCEP Agreement, goods exported to any of the Parties to the AJCEP Agreement should:
- (i) fall within a description of goods eligible for concessions in the importing Party;
- (ii) comply with the consignment conditions in accordance with Article 31 of the AJCEP Agreement; and
- (iii) comply with the origin criteria in Chapter 3 of the AJCEP Agreement.
- 3. ORIGIN CRITERIA: For goods that meet the origin criteria, the exporter should indicate in box 8 of this Form, the origin criteria met, in the manner shown in the following table:

	rumstances of production or manufacture in the country named in box 11 of form:	Insert in box 8
(a)	Goods satisfying subparagraph (c) of Article 24 of the AJCEP Agreement	"PE"
(b)	Wholly obtained goods satisfying Article 25 of the AJCEP Agreement	"WO"
(c)	Goods satisfying paragraph 1 of Article 26 of the AJCEP Agreement	"CTH" or "RVC"
(d)	Goods satisfying paragraph 2 of Article 26 of the AJCEP Agreement	
	- Change in Tariff Classification	"CTC"
	- Regional Value Content	"RVC"
	- Specific Processes	"SP"
Als	o, exporters should indicate the following where applicable:	
(e)	Goods which comply with Article 28 of the AJCEP Agreement	"DMI"
(f)	Goods which comply with Article 29 of the AJCEP Agreement	"ACU"

- 4. EACH ITEM SHOULD QUALIFY: All items in a consignment should qualify separately in their own right. This is of particular relevance when similar items of different sizes are exported.
- 5. DESCRIPTION OF GOODS: For each good, the HS tariff classification number of the importing Party should be indicated at the six-digit level. The description of the good on a certificate of origin should be substantially identical to the description on the invoice and, if possible, to the description under the HS for the good. With respect to subheading 2208.90 and 9404.90, in an exceptional case where the good is a specific product requiring a special description (e.g. "sake compound and cooking sake (Mirin) of subheading 2208.90", "beverages with a basis of fruit, of an alcoholic strength by volume of less than 1% of subheading 2208.90" "quilts and eiderdowns of 9404.90"), such description of specific products should be indicated.
- 6. FREE-ON-BOARD (FOB) VALUE: The FOB value in Box 9 shall be reflected only when the Regional Value Content criterion is applied in determining the origin of goods. In the case of goods exported from and imported by Cambodia and Myanmar, the FOB value shall be included on the Certificate of Origin, irrespective of the origin criteria used, for 2 years upon the implementation of this new arrangement.
- 7. INVOICES: Indicate the invoice number and date for each item. The invoice should be the one issued for the importation of the good into the importing Party.
- 8. THIRD COUNTRY INVOICING: In cases where invoices are issued by a third country, in accordance with Rule 3 (d) of Implementing Regulations, the "Third Country Invoicing" box in box 13 should be ticked (√). The number of invoices issued for the importation of goods into the importing Party should be indicated in box 10, and the full legal name and address of the company or person that issued the invoices shall be indicated in box 7.

In an exceptional case where the invoice issued in a third country is not available at the time of issuance of the certificate of origin, the invoice number and the date of the invoice issued by the exporter to whom the certificate of origin is issued should be indicated in box 10. The "Third Country Invoicing" in box 13 should be ticked, and it should be indicated in box 7 that the goods will be subject to another invoice to be issued in a third country for the importation into the importing Party, identifying in box 7 the full legal name and address of the company or person that will issue another invoice in the third country. In such a case, the customs authority of the importing Party may require the importer to provide the invoices and any other relevant documents which confirm the transaction from the exporting Party to the importing Party, with regard to the goods declared for import.

- 9. BACK-TO-BACK CERTIFICATE OF ORIGIN: In the case of a back-to-back CO issued in accordance with paragraph 4 of Rule 3 of the Operational Certification Procedures, the "Back-to-Back CO" box in box 13 should be ticked (√).
- 10. ISSUED RETROACTIVELY: In cases of a CO issued retroactively in accordance with Rule 7 of the Implementing Regulations, the "Issued Retroactively" box in box 13 should be ticked (√).
- 11. CERTIFIED TRUE COPY: In cases of certified true copies, the words "CERTIFIED TRUE COPY" should be indicated in box 12 in accordance with Rule 5 of the Implementing Regulations.

# ORIGINAL

Goods Consigned from (Exporter or Producer's name, address and country)	Certificate of Origin No. Form JAEPA				
		RALIA ECONOMIC GREEMENT (JAEPA			
2. Goods Consigned to (Importer's/ Consignee's name, address, country)	l I	ERTIFICATE OF ORIGI bined Declaration and Certif Issued in AUSTRALIA			
	4. For Official Use ☐ Preferentia	al Treatment Given Under	JAEPA		
3. Means of transport and route (if known) Shipment Date:	☐ Preferentia reason/s)	al Treatment Not Given (Ple	ease state		
Vessel's name/Aircraft etc:					
Port of Loading:					
Port of Destination:	0	O t Off-: t			
5.Item number on packages  6. Marks and numbers on packages  7. Description of good(s) and HS tariff classification number (6 digits) for each good	8. Preference Criterion (WO, PE, PSR or Other - for each good)	9. Weight (gross or net), quantity (quantity or other measurements	10. Invoice number(s) and date(s) of invoice(s)		
14. Deplacation by the experter	12 Contification				
11. Declaration by the exporter  The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in  (country)  and that they comply with the rules of origin, as provided in Chapter 3 of the Japan – Australia Economic Partnership Agreement for the goods exported to  JAPAN (importing country)	12. Certification  On the basis of control carried out, it is hereby certified that the information herein is correct and that the goods described comply with the origin requirements specified in the Japan-Australia Economic Partnership Agreement.  AUSTRALIAN CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY  Level 3, Commerce House, 24 Brisbane Avenue, Barton A.C.T. 2600, Australia Telephone: International (+612) 6273 2311 – Local (02) 6273 2311  Authorised to issue Certificates of Origin by the Government of the Commonwealth of Australia  This form © Australian Chamber of Commerce and Industry 2015 (v.1)  Document not certified unless authorised seal and signature appear in the space below.				
Place and date, name, signature and company of authorised representative of exporter	Place and date, name	e and signature of issuing Issuing Authority/ Body	officer, and stamp of		
13. Other Specifications:  Subject of non-party invoice Issued Retroactively	De Minimis	Accumu	ation		

# **Continuation Sheet JAEPA**

Certificate No.:	Form JAEPA

		Page No	of				
5.ltem number	6. Marks and numbers on packages	7. Description of good(s) and HS tariff classification number (6 digits) for each good	8. Preference Criterion (WO, PE, PSR or Other - for each good)	9. Weight (gross or net), quantity (quantity unit) or other measurements	10. Invoice number(s) and date(s) of invoice(s)		
The u		e exporter by declares that the above details and t; that all the goods were produced in	12. Certification  On the basis of control carried out, it is hereby certified that the information herein is correct and that the goods described comply with the origin requirements specified in the Japan-Australia Economic Partnership Agreement.				
(country)  and that they comply with the rules of origin, as provided in Chapter 3 of the Japan – Australia Economic Partnership Agreement for the goods exported to JAPAN (importing country)			AUSTRALI,  Level 3, Comm Telephon  Authorised to issue Cer This form © Austra	AN CHAMBER OF COMMERCE ANI AN CHAMBER OF COMMERCE ANI PROPERTY OF COMME	.T. 2600, Australia ) 6273 2311 commonwealth of Australia		
Place		signature and company of authorised sentative of exporter	Place and date, nam	e and signature of issuing Issuing Authority/ Body	officer, and stamp of		



(A面)

税関様式C第5360号

# 携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。

多族が同	时に快直で支げる場合は、	「人人日か」人人	挺山して 、	12000
搭乗機(	船舶)名	出発	地	
入国日		, F	1	, 日
	フリガナ			
氏 名				
現住所				
(日本での滞在先)				
神红龙	電話、「」		1	
		(	,,	
職業				
生年月日		<b>,</b>	<b>∄</b>	日
旅券番号		1 1	1 1	
同伴家族	20歳以上 名 6歳以上	20歳未満	名 6歳未満	名
※ 以	下の質問について、該当す	 る□に <b>″√″</b> でチ	ニェックしてく	ださい。
1. 下記	に掲げるものを持って	こいますか?	はい	いいえ
	本への持込みが禁止又	は制限され	7 🗆	
	<b>るもの</b> (B面を参照) <b>税範囲</b> (B面を参照) <b>を</b> 走	沼える購入品	_	_
	土産品・贈答品など	豆 / 仁・〇 六分 / ヘロト	. П	
	業貨物・商品サンプル	,		
④ 他	人から預かったもの			
*上部	2のいずれかで「はい」を	と選択した方に	t、B面にフ	(国時
に携	<b>5帯して持ち込むものを</b> 記	己入してくださ	Z / , .	
2.1007	5円相当額を超える現	金又は有価詞	正はい	いいえ
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	どを持っていますか?			
I		.DA F-14 14 F	11 Andre I die ausende	A rec

- \*「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・ 輸入申告書」を提出してください。
- 3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に 送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか?

( はい 個 ) □ いいえ

\*「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものを B面に記載したこの**申告書を2部**、税関に提出して、税関の確認を受けてください。(入国後6か月以内に輸入するもの に限る。)

<u>税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要と</u> なります。

### 《注意事項》

海外で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携 帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要 な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの 不正な行為がありますと、処罰されることがありますので注意 してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

#### 署 名

(B面)

- ※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記 の表に記入してください。(A面の1. 及び 3. ですべて「いいえ」を選択した方は記入す る必要はありません。)
  - (注) 「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品 等に限り、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下 のものは記入不要です。

また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

酒	類	Į			本	* 税関記入欄
	紙	巻			本	
たばこ	葉	巻			本	
	その	)他			ク゛ラム	
香	水				オンス	
その他の品	名	数	量	価	格	
* 税関記入欄						
						円

#### ◎ 日本への持込みが禁止されている主なもの

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など
- ② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品
- ③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など ④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など
- ⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- ⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

# ◎ 日本への持込みが制限されている主なもの

- ① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
- ② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及び その製品(ワニ・ヘビ・リクガメ・象牙・じゃ香・サボテンなど)
- ③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーヤージ・ ジャーキー類を含む。)、野菜、果物、米など \*事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

#### ◎ 免税範囲(乗組員を除く)

- ·酒類3本(760ml/本)
- ・紙巻たばこ。外国製及び日本製各200本 (非居住者の方の場合は、それぞれ2倍となります。) \*20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
- 香水2 オンス (1 オンスは約28 ml)
- ・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物 (入国者の個人的使用に供するものに限る。)
- \*海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。 \*1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。 \*6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの
- 以外は免税になりません。

日本に入国(帰国)されるすべての方は、法令に基づき、この 申告書を税関に提出していただく必要があります。

#\\\	出	1	4主	$\overrightarrow{=}$	1	\	<del>**</del>	rl.	ш	جلب	#
翈	Ш	(	1月	厌	し	)	左	Ш.	111	1/.	音

整理	No	_
_		

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】 住所

> 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名) (連絡先) 担当者

電話(FAX)番号

関税法第69条の4第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり、輸出(積戻し)差止申立てをします。

記

# 1. 認定手続を執る税関長 【開示】

( 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ) 税関長

# 2. 輸出 (積戻し) 差止申立てに係る権利の内容

*	権利の種類【公表】		特許権 著作権		実用新築著作隣持			意匠権 育成者権		商標権	
*	登録番号及び 登録年月日【公表】 (権利発生年月日)	第(	5	年 年	月 月	号 日 日)					
※ 【閉	権利の存続期間 引示】	平成	ζ í	丰	月	日 ~	· ∓	龙成	年	月	目
*	権利の範囲【公表】										
*	権利者【公表】				長者の氏⁄	名)					
	専用実施権者、専用 E用権者又は専用利用 匿者【開示】	(電			表者の氏/	名)					
	通常実施権者、通常 E用権者又は通常利用 賃者【開示】	(電			長者の氏々	名)					

3. 輸出(積戻し)差止	申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】
※ 品 名	
輸出統計品目番号(9桁)	
4. 侵害物品と認める理目※	由 【開示】
	示の可否:□可、□否】
*	
6. 輸出(積戻し)差止	申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】
※ 平成 年	月 日 から 平成 年 月 日 まで
<ul><li>7. その他参考となるべき</li><li>(1) 侵害すると認める</li></ul>	き事項 物品の輸出(積戻し)に関する参考事項 【不開示】
予想される輸出者	住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	仕向人 仕向国 その他
(2) 訴訟等での争い 輸出(積戻し) 差止り 争いがある場合は、そ	₱立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】
(3) その他の参考事項	【開示の可否:□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

#### 8. 添付資料等

*	7	権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等(原本であることを要しない))
		侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
		識別ポイントに係る資料 【開示の可否:□可、□否】
		判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
		弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
		その他の資料 【開示の可否:□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写 し)
		代理権に関する書類 【開示】
		上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
  - 2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
  - 3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
    - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示する ことに支障のある場合には「否」に**✓**チェックをして下さい。

- 4.「輸出(積戻し)差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、4年以内の期間を記載して下さい。
- 5. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
- 6. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。

# 税関様式C第 5642 号-1

# 輸 出 (積 戻 し) 差 止 申 立 書 (保護対象商品等表示等関係)

	整理	No	
_	_		

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】 住所

> 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名) (連絡先) 担当者

電話(FAX)番号

関税法第69条の4第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり、輸出(積戻し)差止申立てをします。

記

# 1. 認定手続を執る税関長 【開示】

( 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ) 税関長

# 2. 輸出 (積戻し) 差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

※ 保護対象商品等表示	□ 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示(需要者の間に広く認識されているもの) □ 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示(著名なもの)
等の種類【公表】	□ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する商品の形態 □ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する技術的制限手段 □ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する技術的制限手段
<ul><li>※ 経済産業大臣申立時 意見書の発行年月日及 び番号【開示】</li></ul>	
<ul><li>※ 商品等表示等の内容</li><li>【公表】</li></ul>	
使用を許諾し又は許諾 されている者(申立人を 除く)【開示】	住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (電話番号) (許諾の範囲)

3. 輸出(積戻し)差止	:申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】								
※ 品 名									
輸出統計品目番号(9名	行)								
4. 侵害物品と認める理	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
4. 侵害物品と認める理 ※									
5. 識別ポイント 【開	<b>帰示の可否:□可、□否】</b>								
*									
6. 輸出(積戻し)差止	:申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】								
※ 平成 年	月 日 から 平成 年 月 日 まで								
<ul><li>7. その他参考となるへ</li><li>(1) 侵害すると認める</li></ul>	、 ・ ・物品の輸出(積戻し)に関する参考事項 【不開示】								
予想される輸出者	住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (電話番号)								
その他特定又は	仕向人								
想定される事項	仕向国 その他								
(2) 訴訟等での争い 【開示】 輸出(積戻し)差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある【□有、□無】 争いがある場合は、その争いの内容									
(3) その他の参考事項	頁 【開示の可否:□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)								

#### 8. 添付資料等

*	経済産業大臣申立時意見書 【開示】
	識別ポイントに係る資料 【開示の可否:□可、□否】
	裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
	弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】
	その他の資料 【開示の可否:□可、□否】 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等)
	代理権に関する書類 【開示】
	上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください)。
  - 2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
  - 3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
    - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等で公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。

- (3) 【開示の可否】項目
  - 申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**√**チェックをして下さい。
- 4. 「輸出 (積戻し) 差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、4年以内の期間を記載して下さい。
- 5. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
- 6. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、その事実を記載した書面(任意の様式)を遅滞なく申立先税関に提出して下さい。

# 別紙 5-6 税関様式 C 第 5644 号

77477174	(F) O 7	1 0011	<i>'</i> J
	整理	No	
追一		_	
平成	年	月	日

印

# 輸出(積戻し)差止申立書(権利・品名・侵害理由追加)

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

(署名)

(連絡先)

担当者

電話番号(FAX)番号

関税法第69条の4第1項の規定により、下記のとおり、輸出(積戻し)差止申立て(権利・品名・侵害理由追加)をします。

※ 当初申立で	で年月日【公表】	平成	年	月	∃   %	• 当初	申立書	整理N o			
※ 当初申立て 【公表】	の有効期間満了日	平成	年	月	日						
※ 権利の種類【公表】			寺許権			新案権 隣接権		意匠権 育成者権		商標権	
※ 登録番号及 (権利発生年月	及び登録年月日 月日)【公表】	第(		年 年	月 月	号 E	]				
利	存続期間【開示】	平成	ć	年	月	目	$\sim$ 3	平成	年	月	日
追加権利の	範囲【公表】										
品 品名【A 名 の	公表】										
追	計品目番号【公表】										
※ 侵害物品と	認める理由【開示】										
<ul><li>※ 識別ポイントの追加</li><li>【開示の可否:□可、□否】</li></ul>			有	[	コ 無	,					
その他参考となるべき事項 注)記入する項目毎に開示の可否を 記入する。											

- (注) 1. 権利、品名又は侵害理由のいずれかを追加する場合は、不要部分を削除して下さい。
  - 2. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。
  - 3. この申請書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。ただし、当初申立てにおける記載 又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差 し支えありません。
  - 4. 権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限ります。
  - 5. 当初申立てと異なる事項(例えば、予想される輸出者等)があれば「その他参考となるべき事項」 欄に記入してください(記載事項が多い場合は別紙)。
  - 6. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分(不開示とされていたものを含む)が次により開示されます。
    - (1)【公表】項目

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**✓**チェックをして下さい。

- 7. 本申立てが受理された場合の有効期間は、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものについては当初申立ての有効期間と同じになります。また、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間よりも短いものについては、追加する権利の存続期間となります。
- 8. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押 印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(規格 A4)

鹼	H	(積	戸	1.)	差	ı⊢	由	<del>\\</del>	事	新	由	詰	書
捫則	Щ	【作具	大	し)	压	Ш.	Ψ'	1/_	灭	利	111	口月	盲

	整理	No	
更一		_	

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

(連絡先)

担当者

電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った輸出 (積戻し) 差止申立てについて、その更新を申請します。

*	当初申立て年月日【公表】	平成	年月	月日	**	当初日	申立書整	達理N o			
<b>※</b> 示		(函館、	東京、	横浜、	名古屋	<b>堂</b> 、大阪	京、神戸、	門司、	長崎、	沖縄地区)	税関長
*	輸出差止(積戻し)申立てが効力を有する期間として 希望する期間【公表】	平成	年	月	目	~	平成	年	月	日	
	※ 権利の種類【公表】		許権 作権		実用業 著作隊			意匠権 育成者		□ 商標権	
権利の	<ul><li>※ 登録番号及び登録年月日 (権利発生年月日)【公表】</li></ul>	第		年	月	号	日				
內	※ 権利の存続期間【開示】	平成	年	J	Ħ	日	~ 平	成	年	月	日
内容等	※ 権利の範囲【公表】										
7	輸出(積戻し)差止申立て更 新に係る物品の追加情報 【開示の可否:□可、□否】										
*	委任関係の変更【開示】		有		無						
そ	の他参考になるべき事項 【開示の可否:□可、□否】										

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
  - 2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
    - (1)【公表】項目

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります

(3) 【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**√**チェックをして下さい。

- 3. 「輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
- 4.「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」 に**✓**チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
- 5.「輸出(積戻し)差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、4年以内の期間を記載して下さい。
- 6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
- 7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(規格 A4)

# 輸出(積戻し)差止申立更新申請書 (保護対象商品等表示等関係)

	整理	No		
更一	_			
	平成	年	月	日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】住所氏名(名称及び代表者の氏名)(署名)(連絡先)

担当者 電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った輸出(積戻し)差止申立てについて、その更新を申請します。

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日 ※ 当初申立書整理No
※ 認定手続を執る税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区)税関長
※ 輸出(積戻し)差止申立てが 効力を有する期間として希望す る期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
保護対象商品等表示等の 種類【公表】 ** 経済産業大臣申立時意見 ** 経済産業大臣申立時意見 書の発行年月日及び番号【開 示】 ** 商品等表示等の内容【公	□ 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示(需要者の間に広く認識されているもの) □ 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示(著名なもの) □ 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態 □ 不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する技術的制限手段 □ 不正競争防止法第2条第1項第11号に規定する技術的制限手段
平 等 表 書の発行年月日及び番号【開 示 示	
内表】	
容 輸出(積戻し)差止申立て更新 に係る物品の追加情報 【開示の可否:□可、□否】	
※ 委任関係の変更【開示】	□有  □無
その他参考になるべき事項 【開示の可否:□可、□否】	

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書は必ず添付して下さい。)。
  - 2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
    - (1)【公表】項目

- (2) 【開示】項目 認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することが あります。
- (3) 【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**√**チェックをして下さい。

- 3. 「輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」 欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
- 4.「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」 に**✓**チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
- 5. 「輸出(積戻し) 差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、4年以内の期間を 記載して下さい。
- 6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
- 7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

# 税関様式C第5840号-1

輸	入	差	ιŀ	申	77	書
<del>111</del> 11	/\	工		T	-1/-	

222414		
整理	No	
_	-	

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】 住所

> 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名) (連絡先) 担当者

電話(FAX)番号

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

# 1. 認定手続を執る税関長 【開示】

( 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ) 税関長

# 2. 輸入差止申立てに係る権利の内容

*	権利の種類【公表】		特許権 著作権		実用新 著作隣			ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ		商標権	
*	登録番号及び 登録年月日【公表】 (権利発生年月日)	第 (	,	年年	月 月	号 日 日					
※ 【月	権利の存続期間 昇示】	平成	<u>:</u> 4	手	月	日	~	平成	年	月	目
<b>※</b>	権利の範囲 (商標権の場合には指 E商品名及び登録商標 と記載)【公表】										
*	権利者【公表】				表者の氏	名)					
	専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者【開示】	(電			表者の氏	名)					
	通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者【開示】	(電			表者の氏	名)					

3. 輸入差止申立てを行	う侵害すると認める物品の品名等 【公表】				
※ 品 名					
輸入統計品目番号(9桁					
4. 侵害物品と認める理[	由 【開示】				
*					
	示の可否:□可、□否】				
*					
	なる資料(特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品の場合)【不開示】				
*					
7. 輸入差止申立てが効プ	力を有する期間として希望する期間 【公表】				
※ 平成 年	月 日 から 平成 年 月 日 まで				
8. その他参考となるべる(1) 侵害すると認める物	き事項 物品の輸入に関する参考事項 【不開示】				
予想される輸入者	住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (電話番号)				
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他				
(2)並行輸入に関する	· 考事項				
外国における権利設定状 【開示】	况				
外国の権利者との関係 【開示の可否:□可、□	否】				
外国において製造されて 真正商品の特徴(輸入価 価格)を含む。) 【開示の可否:□可、□	格(FOB				
外国における権利の許諾関係 【開示の可否:□可、□否】					
【開示の可否:□可、□否】  その他の事項 (ライセンス契約の内容、ライセンシー、製造工場のリスト等) 【不開示】					

<b>优房(株人) の り</b>
(3) 訴訟等での争い 【開示】
輸入差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】
争いがある場合は、その争いの内容
(4) その他の参考事項 【開示の可否:□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)
a Not 11 Mary Mal Febr
9. 添付資料等
※ □ 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】
(著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等(原本であることを要
しない))
□ 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
□ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否:□可、□否】
□ 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
□ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
□ その他の資料 【開示の可否:□可、□否】
(権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の
写し及び並行輸入に関する資料等)
□ 代理権に関する書類 【開示】

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
  - 2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
  - 3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
    - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

上記資料等の電磁的記録

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**√**チェックをして下さい。

- 4.「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、4年以内の期間を記載して下さい。
- 5. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
- 6. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。

税関記入欄	

# 税関様式C第5842号-1

輸入差止申立書(保護対象商品等表示等関係)

D = D = T = T	· 1 ·	•	
整理	No		
_	-		

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】 住所

> 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名) (連絡先) 担当者

電話(FAX)番号

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

# 1. 認定手続を執る税関長 【開示】

( 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ) 税関長

# 2. 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

<ul><li>※ 保護対象商品等表示</li><li>等の種類【公表】</li></ul>	<ul> <li>□ 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示(需要者の間に広く認識されているもの)</li> <li>□ 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示(著名なもの)</li> <li>□ 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態</li> <li>□ 不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する技術的制限手段</li> <li>□ 不正競争防止法第2条第1項第11号に規定する技術的制限手段</li> </ul>
※ 経済産業大臣申立時	
意見書の発行年月日及	
び番号【開示】	
<ul><li>※ 商品等表示等の内容 【公表】</li></ul>	
使用を許諾し又は許諾 されている者(申立人を除	住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (電話番号)
く)【開示】	(許諾の範囲)

3. 輸入差止申立てを行	う侵害すると認	タめる物品の品名	「等 【公表】				
※ 品 名							
輸入統計品目番号(9桁	<del></del>						
4. 侵害物品と認める理	由【開示】						
*							
5. 識別ポイント 【開	示の可否:□可	「、□否】					
*							
6. 輸入差止申立てが効	力を有する期間	]として希望する	期間 【公表	₹]			
※ 平成 年	月 日	から 平成	年	月	日	まで	
7. その他参考となるべ (1) 侵害すると認める 予想される輸入者	物品の輸入に関 住所	引する参考事項 び代表者の氏名	【不開示】				
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他						
(2) 並行輸入に関する	参考事項						
真正商品に係る外国に 造販売者との関係 【開示の可否:□可、□							
外国において製造されて 真正商品の特徴(輸入価 価格)を含む。) 【開示の可否:□可、□	i格 (FOB						
外国における使用許諾関 【開示の可否:□可、□							
その他の事項 (使用許諾契約等の内容 工場のリスト等) 【不開示】							

(3)	訴訟等での争い	【開示】
-----	---------	------

輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある 【□有、□無】 争いがある場合は、その争いの内容					
(4) その他の参考事項 【開示の可否:□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)					

8.	添付	資料等
**		経済産業大臣申立時意見書 【開示】
		識別ポイントに係る資料 【開示の可否:□可、□否】
		裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
		弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】
	□ -	その他の資料 【開示の可否:□可、□否】 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等 <del>(3 号物品</del> <del>○場合は必須)</del> )
		代理権に関する書類 【開示】
		上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください)。
  - 2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
  - 3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
    - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等で公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**√**チェックをして下さい。

- 4.「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、4年以内の期間を記載して下さい。
- 5. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
- 6. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。

税関記入欄	

(規格 A4)

輸入差止申立書 (権利·品名·侵害理由追加)

	整理	No	
追一		_	
平成	年	月	日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

(連絡先)

担当者

電話番号(FAX)番号

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立て(権利・品名・侵害理由追加)をします。

※ 当	初申立て年月日【公表】	平成	年	月日		当初申立	立書整理N o			
l	初申立ての有効期間満了日 公表】	平成	年	月	日					
※ 権	利の種類【公表】		許権		実用新 著作隣		<ul><li>□ 意匠権</li><li>□ 育成者権</li></ul>		商標権	
1	録番号及び登録年月日 利発生年月日)【公表】	第(		年 年	月 月	号 日 日)				
権利の	権利の存続期間【開示】	平成	4	年	月	日 ~	平成	年	月	日
追加	権利の範囲【公表】									
品名の	品名【公表】									
の追加	輸入統計品目番号【公表】									
※ 侵	害物品と認める理由【開示】									
	別ポイントの追加 の可否:□可、□否】		有		無					
	参考となるべき事項 入する項目毎に開示の可否を る。									

- (注) 1. 権利、品名又は侵害理由のいずれかを追加する場合は、不要部分を削除してください。
  - 2. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。
  - 3. この申請書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。ただし、当初申立てにおける記載 又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差 し支えありません。
  - 4. 権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限ります。
  - 5. 当初申立てと異なる事項(例えば、予想される輸入者等)があれば「その他参考となるべき事項」 欄に記入してください(記載事項が多い場合は別紙)。
  - 6. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分(不開示とされていたものを含む)が次により開示されます。
    - (1)【公表】項目

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3)【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**✓**チェックをして下さい。

- 7. 本申立てが受理された場合の有効期間は、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものについては当初申立ての有効期間と同じになります。また、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間よりも短いものについては、追加する権利の存続期間となります。
- 8. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押 印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(規格 A4)

# 輸入差止申立更新申請書

	整理	No	
更一		_	
平成	年	月	日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

(署名) (連絡先)

担当者

電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

*	当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日 ※ 当初申立書整理No
*	認定手続を執る税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区)税関長
*	輸入差止申立てが効力を有す る期間として希望する期間 【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	※ 権利の種類【公表】	<ul><li>□ 特許権</li><li>□ 実用新案権</li><li>□ 意匠権</li><li>□ 商標権</li><li>□ 育成者権</li></ul>
権利	<ul><li>※ 登録番号及び登録年月日 (権利発生年月日)【公表】</li></ul>	第   号     年   月     日     (   年     月   日)
の内容等	※ 権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
等	※ 権利の範囲【公表】	
	輸入差止申立て更新に係る物品 の追加情報 【開示の可否:□可、□否】	
*	委任関係の変更【開示】	□ 有 □ 無
	その他参考になるべき事項 【開示の可否:□可、□否】	

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。
  - 2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
    - (1)【公表】項目

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

- (3) 【開示の可否】項目
  - 申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**√**チェックをして下さい。
- 3.「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
- 4.「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」に ✔チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
- 5.「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、4年以内の期間を記載して下さい。
- 6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
- 7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押 印 若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(規格 A4)

# 輸入差止申立更新申請書(保護対象商品等表示等関係)

	整理	里 No	ı	
更一	_	-		
	平成	年	月	日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】住所氏名(名称及び代表者の氏名)(署名)(連絡先)担当者

平成 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

電話番号(FAX)番号

*	当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
<b>※</b> 示		(函館、東京、横浜、名	古屋、大阪、神戸、門司、長崎	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
*	輸入差止申立てが効力を有 する期間として希望する期間 【公表】	平成 年 月	日 ~ 平成 年 月	Ħ
保護対象商品等表示等の	<ul><li>※ 保護対象商品等表示等の 種類【公表】</li></ul>	の間に広く認識される 不正競争防止法第 もの) □ 不正競争防止法第 □ 不正競争防止法第 □ 不正競争防止法第	2条第1項第1号に規定する 1ているもの) 2条第1項第2号に規定する 2条第1項第3号に規定する 2条第1項第10号に規定する 2条第1項第11号に規定する	商品等表示(著名な 商品の形態 る技術的制限手段
品等表示質	<ul><li>※ 経済産業大臣申立時意見 書の発行年月日及び番号 【開示】</li></ul>			
ずの内容	<ul><li>※ 商品等表示等の内容</li><li>【公表】</li></ul>			
容	輸入差止申立て更新に係る物 品の追加情報 【開示の可否:□可、□否】			
*	委任関係の変更【開示】	□有□	Ħ.	
۲	その他参考になるべき事項 【開示の可否:□可、□否】			

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書は必ず添付して下さい。)。
  - 2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
    - (1)【公表】項目

- (2) 【開示】項目 認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することが あります。
- (3) 【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**√**チェックをして下さい。

- 3.「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
- 4.「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」 に**✓**チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
- 5.「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、4年以内の期間を記載して下さい。
- 6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
- 7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

# 輸入差止申立更新申請書(還流防止措置関係)

	整理	No	
更還一		_	
平成	年	月	日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】住所氏名(名称及び代表者の氏名)(署名)(連絡先)担当者電話番号(FAX)番号

下記の輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

*	当初申立て年月日【公表】	平成	年	月日	*	当	初申立書	整理N	О		
※ 示】	認定手続を執る税関長【開	(函館、	、東京、	横浜、名	古屋	、大陸	阪、神戸、	門司、	長崎、	. 沖縄地区)	税関長
*	当初輸入差止申立ての有効 期間【公表】	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日	
*	輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 間【公表】	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日	
*	権利の種類【公表】		著作権		著作	隣接	養権				
*	権利の存続期間【開示】	平成	年	月		日	~ 平原	<b>λ</b>	年	月	目
*	権利の範囲【公表】										
の〕	<ul><li>、差止申立て更新に係る物品 自加情報 閉示の可否:□可、□否】</li></ul>										
*	委任関係の変更【開示】		有		無						
	)他参考になるべき事項 【開示の可否:□可、□否】										

- (注) 1. 複数の輸入差止申立てについて更新を申請する場合には、併せて申請することができます。 ただし、申立有効期間の満了日までの期間が3ヶ月以内の輸入差止申立てに限ります。
  - 2. 記入欄が不足する場合には、記入欄を追加することができます。
  - 3. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。
  - 4. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
    - (1)【公表】項目

(2)【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**√**チェックをして下さい。

- 5. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、 当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
- 6.「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、 「有」に**✓**チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
- 7.「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、4年以内の期間を記載して下さい。
- 8. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
- 9. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

*	当初申立て年月日【公表】	平成	年	月日	*	当初申立書	整理N	0		
※ 示】	認定手続を執る税関長【開	(函館	、東京、	横浜、名	古屋、	、大阪、神戸、	門司、	長崎、	沖縄地区)	税関長
*	当初輸入差止申立ての有効 期間【公表】	平成	年	月	日	~ 平成	年	月	日	
*	輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 間【公表】	平成	年	月	日	~ 平成	年	月	日	
*	権利の種類【公表】		著作権		著作	<b>隣接権</b>				
*	権利の存続期間【開示】	平成	年	月		日 ~ 平成	ķ.	年	月	月
*	権利の範囲【公表】									
	(差止申立て更新に係る物品									
	<b>望加情報</b>									
	開示の可否:□可、□否】									
_	)他参考になるべき事項 肩示の可否:□可、□否】									
*	当初申立て年月日【公表】	平成	年	月 日	*	当初申立書	整理N	0		
※ 示】	認定手続を執る税関長【開	(函館、	、東京、	横浜、名	古屋、	、大阪、神戸、	門司、	長崎、	沖縄地区)	税関長
*	当初輸入差止申立ての有効 期間【公表】	平成	年	月	日	~ 平成	年	月	日	
*	輸入差止申立てが効力を有 する期間として希望する期 間【公表】	平成	年	月	日	~ 平成	年	月	日	
*	権利の種類【公表】		著作権		著作	隣接権				
*	権利の存続期間【開示】	平成	年	月		日 ~ 平成	ķ.	年	月	日
*	権利の範囲【公表】									
の道	、差止申立て更新に係る物品 追加情報									
	開示の可否:□可、□否】									
_	)他参考になるべき事項									
	示の可否:□可、□否】				T		44			
<u>*</u>	当初申立て年月日【公表】	平成	年	月日	**	当初申立書	整理N	О		
※ 示】	認定手続を執る税関長【開	(函館	、東京、	横浜、名	古屋、	、大阪、神戸、	門司、	長崎、	沖縄地区)	税関長
*	当初輸入差止申立ての有効 期間【公表】	平成	年	月	日	~ 平成	年	月	日	
*	輸入差止申立てが効力を有 する期間として希望する期 間【公表】	平成	年	月	日	~ 平成	年	月	日	
*	権利の種類【公表】		著作権		著作	隣接権				
*	権利の存続期間【開示】	平成	年	月		日 ~ 平成	ķ.	年	月	日
<b>*</b>	権利の範囲【公表】									
輸入	(差止申立て更新に係る物品									
	<b>量加情報</b>									
	開示の可否:□可、□否】									
_	)他参考になるべき事項 掲示の可否:□可、□否】									

# 輸入差止情報提供書

整理	No	
_		

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 情報提供者【公表】 住所

> 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 (署名) (連絡先) 担当者

電話(FAX)番号

関税法第69条の11第1項第9号に規定する回路配置利用権を侵害する物品について、下記のと おり輸入差止情報提供します。

記

# 1. 認定手続を執る税関長 【開示】

( 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ) 税関長

# 2. 輸入差止情報提供に係る権利の内容

	登録番号及び 登録年月日【公表】	第	年	月	号 日				
*	権利の存続期間 【開示】	平成	年	月	日 ~	平成	年	月	日
*	権利の範囲【公表】								
*	権利者【公表】	住所 氏名(名 (電話者	名称及び代 番号)	表者の氏	:名)				
*	専用利用権者【開示】	(電話者	名称及び代 番号) 设定範囲)	表者の氏	名)				
*	通常利用権者【開示】	住所 氏名(4 (電話者 (許諾 <i>6</i>							

3. 輸入差止情報提供を行	<b>亍う侵害すると認める物品の品名 【公表】</b>
※ 品 目	
輸入統計品目番号(9桁	
4. 侵害物品と認める理由	由【開示】
<b>*</b>	
5. 識別ポイント 【開え	示の可否:□可、□否】
*	
6. 輸入差止情報提供希望	望期間 【公表】
※ 平成 年	月 日 から 平成 年 月 日 まで
7. その他参考となるべる	<b>芝事項</b>
(1)侵害すると認める物	物品の輸入に関する参考事項 【不開示】 「
予想される輸入者	住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (電話番号)
その他特定又は	輸出者
想定される事項	仕出国 その他
(2) 訴訟等での争い	【開示】
	系る権利の内容について争いがある 【□有、□無】
争いがある場合は、	その争いの内容
(3) その他の参考事項	【開示の可否:□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

#### 8. 添付資料等

*	回路配置原簿の謄本 【開示】
	侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
	識別ポイントに係る資料 【開示の可否:□可、□否】
	判決書、仮処分決定通知書 【開示】
	弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
	その他の資料 【開示の可否:□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の 写し等)
	代理権に関する書類 【開示】
	上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
  - 2. この情報提供書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
  - 3. 本情報提供書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・ 開示されます。
    - (1)【公表】項目 原則として、税関ホームページ等において公表されます。
    - (2)【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

情報提供者の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に**ノ**チェックをして下さい。

- 4.「輸入差止情報提供希望期間」は、4年以内の期間を記載して下さい。
- 5. 情報提供者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
- 6. 本情報提供が受理された後、情報提供の内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。

# 輸入差止情報提供継続申請書

	整理	No.	
継-		_	
平成	年	月	H

税関長 殿

※ 情報提供者【公表】

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

(連絡先)

担当者

電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った回路配置利用権に係る輸入差止情報提供について、その継続を申請します。

記

*	※ 当初情報提供年月日【開示】		年 月	月	日 ※ 当初情報提供書整理 No.						
<ul><li>※ 認定手続を執る税関長</li><li>【開示】</li></ul>		(函館、	東京、	横浜、	名古屋、	大阪	、神戸、	門司、	長崎、	沖縄地区)	税関長
*	輸入差止情報提供継続希望 期間 【公表】	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日	
権利の内容等	<ul><li>※ 登録番号【開示】及び登録年月日</li></ul>	第		年	月	툿	日				
	(権利発生年月日) ※ 権利の存続期間 【開示】	平成	年	<del>年</del> 月	<u>月</u> 日	~	日) 平成	年	月	日	
	権利の範囲【開示】										
	輸入差止情報提供継続に 係る物品の追加情報 【開示の可否:□可、□否】										
	その他参考になるべき事項 【開示の可否:□可、□否】										

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載してください。
  - 2. 「輸入差止情報提供継続に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、 当初情報提供書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。
  - 3. 本情報提供継続書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
    - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

情報提供者の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、 開示することに支障のある場合には「否」にチェックをして下さい。

- 4.「輸入差止情報提供継続希望期間」は、4年以内の期間を記載して下さい。
- 5. その他参考となる資料等があれば添付してください。
- 6. 情報提供者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。